

我孫子市

避難行動要支援者避難支援の手引き



目 次

1. はじめに

1-1	目 的	1
1-2	避難行動要支援者とは	2
1-3	避難支援者とは	4
1-4	支援の基本的な考え方	5

2. 平常時の対応

2-1	避難行動要支援者名簿の作成	7
2-2	避難行動要支援者への情報伝達	9
2-3	避難施設の整備等	11
2-4	福祉避難施設の指定	11
2-5	避難行動要支援者の事前準備	12
2-6	支援体制の構築	14
2-7	訓練等の実施	15
2-8	個人情報の取扱い	16

3. 災害発生時の対応

3-1	自らの身の安全の確保	17
3-2	安否確認・避難誘導の実施	17
3-3	避難所を中心とした生活支援	18

4. 生活再建・復興に向けた支援

4-1	相談窓口等の設置	20
4-2	巡回相談の実施	20
4-3	在宅サービスの提供	20

5. 活用事例

5-1	避難行動要支援者名簿の活用事例	20
-----	-----------------	----

1. はじめに

1-1 目的

大規模な災害が発生すると、高齢者や障害者など、いわゆる「要配慮者」といわれる人たちは、情報の入手や自力での避難等が困難なことから、最も被害を受けやすい弱い立場にあります。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち 65 歳以上の高齢者が約 6 割を占め、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約 2 倍を上回るといわれています。

要配慮者の支援を行うためには、周りの人たちが要配慮者の状況を十分理解し、避難時の声かけや手助け、避難場所で必要な配慮をすることが必要です。

また、行政による支援体制と自治会・自主防災組織等を中心とした地域住民相互の支え合いによる支援を確立し、事前に十分な準備をすることが重要です。

このような状況を踏まえ、平成 25 年の災害対策基本法の改正により、要配慮者のうち、特に支援が必要な方を支援するための名簿を作成するよう義務付けられました。

我孫子市では、地域での避難行動要支援者支援体制の構築に役立てていただくため、新たに「我孫子市避難行動要支援者避難支援計画」を策定し、「避難行動要支援者支援制度」をスタートさせました。

この制度は、要支援者の情報を名簿に登録し、その情報を地域の支援者に提供することにより、「安否確認」、「災害情報の伝達」、「避難の誘導」などの支援が迅速に行える体制を作るものです。

本ガイドは、避難行動要支援者と避難支援等関係者の関係について概要を説明し、地域ぐるみで避難行動要支援者の方を支えるための体制づくりに活用していただくことを目的に作成したものです。

1-2 避難行動要支援者とは

避難行動要支援者とは、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速に避難の確保を図るため特に支援を要する方のことです。

<避難行動要支援者名簿掲載対象者>

- ① 要介護認定3～5を受けている方
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓機能障害のみで該当する方は除く）
- ③ 療育手帳A・Bを所持する知的障害者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する方で65歳以上の単身世帯の者
- ⑤ 市の生活支援を受けている難病患者
- ⑥ 要介護1～2を受けている独居の世帯で、名簿への記載を希望する方
- ⑦ 市、自治会長、民生委員、が支援の必要を認める方で、かつ当該者の世帯の世帯主が名簿への記載を希望する方
- ⑧ 外国人、妊婦、乳幼児等がいる世帯で、世帯主が名簿への記載を希望する方

※ ⑧については、例示以外の名簿への記載を希望する世帯を含みます。

<避難行動要支援者の状況は様々>

- ・高齢のため自力で動けない、体力がない。
- ・認知症のため自分で判断し行動ができない。
- ・寝たきりで動けない。
- ・目が不自由でひとりでは動けない。
- ・耳が不自由で情報が聞けない。
- ・肢体が不自由で移動が難しい。
- ・内部障害のため避難行動が難しい。
- ・知的障害があり危険の察知や状況判断が難しい。

など、支援する避難行動要支援者の特徴や留意することの基本的な知識をもっていたくことが必要です。

避難行動要支援者の特性に応じた対応

	区分	特徴	災害時のニーズ
高 齢 者	ひとり暮らし 高齢者等	○基本的には自力で行動できるが、 地域とのつながりが薄く、緊急事 態等の覚知が遅れる場合がある。	○災害時には、迅速な情報伝達と避 難誘導、安否確認及び状況把握等 が必要となる。
	(寝たきり) 要介護高齢者	○食事、排泄、衣服の着脱、入浴な どの日常生活をするうえで他人 の介助が必要であり、自力で移動 できない。	○災害時には、安否確認、生活状況 の確認が必要となる。 ○避難する際は、車椅子、担架、ス トレッチャー等の補助器具が必 要なことがある。
	認知症高齢者	○記憶が抜け落ちたり、幻覚が現れ たり、徘徊するなど、自分の状況 を伝えたり、自分で判断し、行動 することが困難なことがある。	○災害時には、安否確認、状況把握、 避難誘導等の援助が必要となる。
身 体 障 害 者	視覚障害者	○視覚による覚知が不可能な場合 や、置かれた状況がわからず、瞬 時に行動をとることが困難だっ たり、他の人がとっている応急対 策などがわからない場合が多い	○災害時には、音声による情報伝達 や状況説明が必要であり、介助者 がいないと避難できないため、避 難誘導等の援助が必要となる。
	聴覚障害者	○音声による避難・誘導の指示が認 識できない。補聴器を使用する人 もいるが、コミュニケーション手 段としては、手話、筆記等である。	○補聴器の使用や、手話、文字、絵 図等を活用した情報伝達及び状 況説明が必要となる。
	言語障害者	○自分の状況等を伝える際の音声 による会話が困難である。	○災害時には、手話、筆談等によっ て状況を把握することが必要と なる。
	肢体不自由者	○体幹障害や足が不自由な場合、自 力歩行や素早い避難行動が困難 なことが多い。	○災害時には、歩行の補助や、車椅 子等の補助器具が必要となる。
	内部障害者	○ほとんどの人が自力歩行でき、一 般の人と変わりなく見えること が多いが、補助器具や薬の投与、 通院による治療（透析等）が必 要である。	○避難所に酸素ボンベが持ち込め ないなどの問題がある。 ○継続治療できなくなる傾向があ る。 ○透析治療のために集団移動措 置をとる際は、ヘリ、車、船などの 移動手段の手配が必要となる。
	知的障害者	○緊急事態等の認識が不十分な場 合や、環境の変化による精神的な 動揺が見られる場合があり、自分 の状況を説明できない人もいる。 ○施設・作業所等に通所している割 合が、他の障害者より高い。	○気持ちを落ち着かせながら安全 な場所へ誘導したり、生活行動を 支援するなどが必要となる。 ○通所していた施設・作業所等の復 旧を早め、被災前の生活に一刻も 早く戻す。

区分	特徴	災害時のニーズ
精神障害者	○多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	○精神的動揺が激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールすることが必要となる。 ○自ら薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要となる。
乳幼児・児童	○年齢が低いほど、養護が必要である。	○緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。 ○被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要となる。
妊産婦	○自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	○精神的動揺により、状態が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては車椅子等を用意したり、車などの移動手段が必要となる。
外国人	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	○日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。 ○母国語による情報提供や相談が必要となる。

1-3 避難支援者とは

避難支援者は、避難行動要支援者に対し、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、要支援者の安否の確認や災害に関する情報を伝えたり、一緒に避難したりするなどの支援を行っていただく方です。

いざという時、すぐに支援ができる近隣住民の方で、避難行動要支援者 1 名に対し複数で支援することが望ましいでしょう。

また、避難行動要支援者を誰が支援するのか決めておき、どのような状況でどのような支援が必要か等を把握しておく必要があります。

○支援者の安全確保

支援者は、まず第一に自分や家族の身の安全を確保します。

支援者自身の安全を確保したうえで、災害時の支援を可能な範囲で行ってください。支援者となっても、支援を行う法的義務を負うものではありません。

1-4 支援の基本的な考え方

避難行動要支援者への支援

大規模災害が発生した際には、被害が広範囲に及ぶため、市をはじめとする防災関係機関のみでは、要支援者への十分な支援ができないことが予想されます。

災害発生直後での避難行動要支援者の救助や避難誘導は、地域における住民の手による方法が最も迅速で有効です。

このため安否の不明な避難行動要支援者については早急に確認し、救助を要する場合には、地域で救助の応援要員を派遣したり、場合によっては、消防、警察に救助を依頼する等の措置が必要となります。

避難が必要な地域内において、あらかじめ同意が得られていないなどの理由で情報提供されていない要支援者についても、できる限り迅速に安否確認を行う必要があります。

このため、日頃から訪問活動や地域の行事の案内などを通して、住民同士の交流を図るなど、日常生活での関係づくりが大切です。

支援体制の構築には、要支援者自身及び家族による「自助」、地域の自治会・自主防災組織、団体等による「共助」、市をはじめとする防災関係機関による「公助」が、それぞれの役割を分担することが重要です。

○ 自分の命は自分で守る（自助）

本人・家族の役割

- ・災害発生時には、まず、「自分の命は自分で守ること」を基本とします。
- ・災害時に避難行動要支援者を支援するのは地域の人たちですので、地域の人たちとの積極的なコミュニケーションをとることが大切です。
- ・自主防災訓練や自主防災活動といった地域活動に参加する等、自分のことを知ってもらおうようコミュニケーションを深めましょう。
- ・地震で家具が倒れないように固定し、避難する廊下や出入り口に物を置かず、避難路を確保しましょう。
- ・普段使っている医療器具、薬、自分の所在を知らせる笛や災害情報を入手するために必要な機器を準備しましょう。
- ・自分でできること、できないこと、災害時に必要となる支援内容を支援してくれる人や地域の人に伝えておきましょう。



○ 地域ぐるみの支援体制の確立（共助）

地域の役割

- 災害時だけでなく、日頃からの訪問活動や地域行事の案内などを通して、「顔の見える関係」を作り、コミュニケーションを深めましょう。
- 地域の自治会、自主防災組織、民生委員が連携し、安否確認や避難誘導などの支援を行います。
- 市から提供される名簿を利用して、地域の自主防災訓練において、避難支援訓練の実施や所在確認などの情報共有を図りましょう。



○ 災害の段階に応じた支援の実施（公助）

市の役割

- 要支援者の情報を整理して、警察、社会福祉協議会、民生委員、自治会・自主防災組織等の避難支援等関係者に名簿を提供します。
- 名簿の管理を行い、定期的に名簿を更新します。
- 避難支援計画に係る広報や防災訓練の支援を行います。
- 防災情報の伝達方法を確立し、避難指示などを伝達し、避難を促します。
- 資機材の整備や防災知識の普及等を通して、地域の防災力を高めるなど、行政にしかできない役割の充実に努めます。

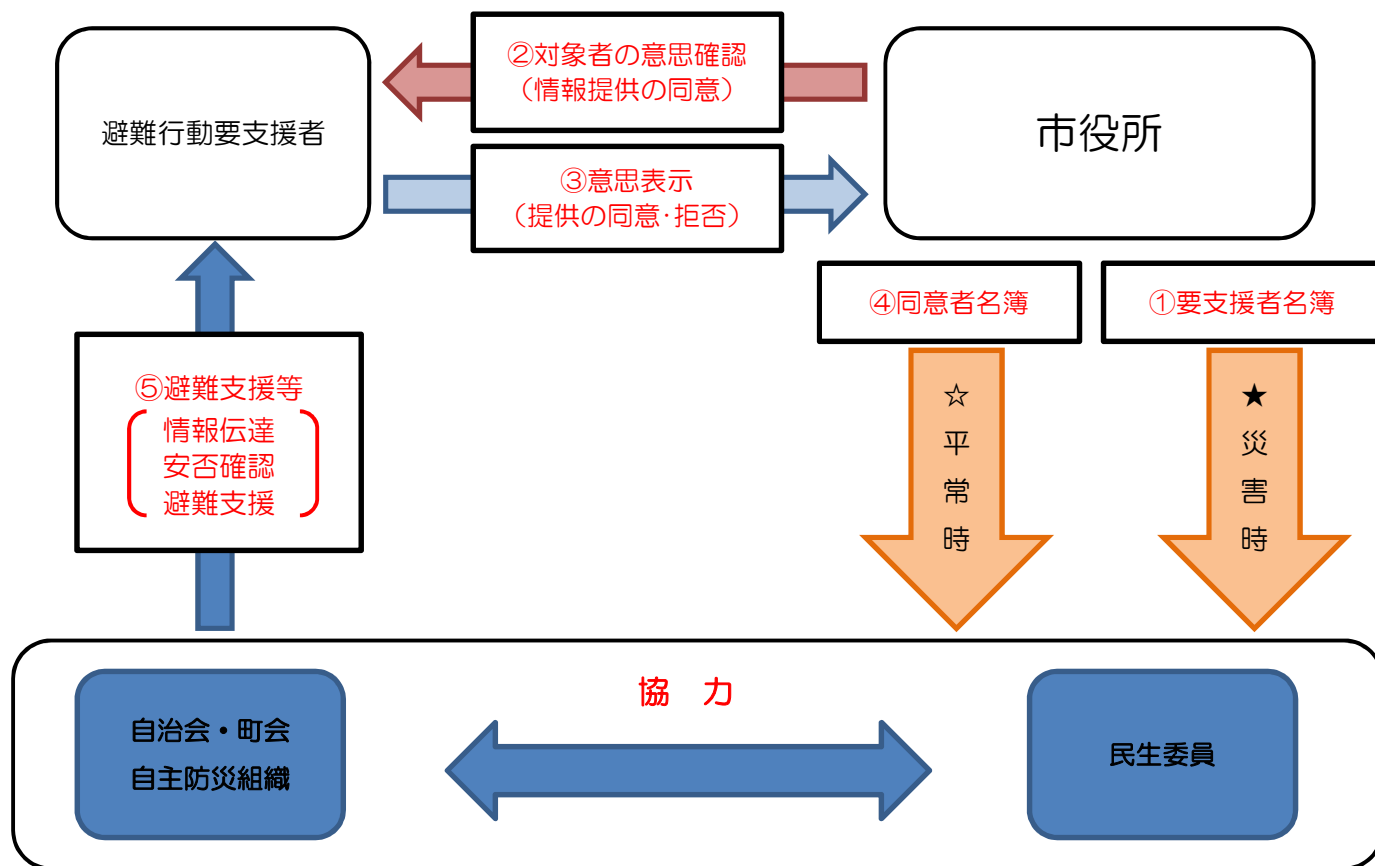


災害時には、市や関係防災機関が避難広報や応急活動を行います。これには限界があります。いざというときには、地域住民の助け合いが被害を最小限に抑えるもっとも大きな力になります。

災害時に支援を迅速に行うためには、地域の避難行動要支援者を把握し、「誰が誰をどのように支援するか」など支援方法を話し合い、事前に連絡方法や避難時に配慮しなければならない事項などを確認しておくことが有効です。

2. 平常時の対応

避難行動要支援者の避難支援制度のしくみ



2-1 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 名簿作成の概要

要支援者の安否確認、避難行動の支援、避難所での生活支援を行うためには、支援を必要とする方々の氏名、住所、連絡先等を事前に把握して、地域の支援する人々と情報共有を図る必要があります。

そのため、我孫子市は、災害対策基本法をはじめとする各種法令や、個人情報に関わる条例等に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を進めています。

この名簿は、平常時から避難支援等関係者に提供することにより、災害時に円滑かつ迅速な支援が可能となります。

我孫子市では名簿情報の提供の同意については、条例等を整備し、該当する者は、名簿に記載された時点で同意したとみなす「同意前提方式」を採用しています。

名簿の記載事項は、氏名、生年月日、性別、住所又は居所、その他の連絡先、避難支援などを必要とする理由、その他避難支援などの実施に関し市長が必要と認める事項です。

(2) 避難行動要支援者（名簿記載者）の範囲

我孫子市では、生活の基盤が自宅にある方のうち、避難行動要支援者名簿掲載対象者（2ページ）の要件に該当する市民の方を名簿に記載する対象者とします。ただし、病院、施設などに長期滞在している方（市が把握している方）は除きます。

(3) 名簿情報の提供拒否

名簿記載者のうち、申請を行った者は、自己に関する名簿情報を、平常時に避難支援等関係者に対して提供を拒否することができます。

(4) 避難行動要支援者情報の共有と管理

災害時に迅速に安否確認等を行うため、次の避難支援等関係者に提供します。

また、名簿は避難支援に携わる機関や福祉団体等に、適正に管理が確保されることを条件に、事前に提供します。

①条件を付記せずに提供する機関団体

- ・警察
- ・社会福祉協議会
- ・民生委員

②条件を付記し提供する機関、団体等

- ・自治会
- ・自主防災組織
- ・マンション管理団体
- ・高齢者や障害者等を支援する団体等

【付記する条件】（2条件を満たすこと）

- ・市と個人情報の取扱いについて協定を締結すること
- ・個人情報の安全な取扱いについての取り決めがされていること

(5) 避難行動要支援者名簿記載者及び記載希望者への広報

名簿への記載者や記載を希望する方に対して、名簿に記載されることへの効果や意味を広報していくことが必要になります。

市は、広報誌やホームページによる啓発を行うとともに、民生委員や自治会等の協力を得ながら、現実に即した形で、「支援を必要な方が網羅された名簿」ができるよう進めます。

(6) 名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、年2回更新を行います。

更新の際には、市から名簿情報管理責任者の方に通知を送付します。

名簿情報管理責任者は、旧名簿情報（複写含む）を市民安全課に返却し、新しい名簿情報と差し替えます。

なお、組織の分割・統合など組織そのものが大きく変わることがない限り、協定を新たに締結し直す必要はありません。

2-2 避難行動要支援者への情報伝達

(1) 市からの情報伝達

災害時に要支援者の避難を迅速に行うためには、市から「警報」や「高齢者等避難」、「避難指示」を的確に伝達する必要があります。

- ① 津波などによる避難等の切迫した緊急情報をお知らせする可能性が少ないため、正確な情報をわかりやすく伝えていくことを目的に、FAX やメールの一齐送信、ポスティング等の文字情報を優先的に活用します。
- ② 市では、防災行政無線個別受信端末の購入に対して、名簿記載者（世帯）を対象に、設置工事費の助成（1世帯5,000円見当）を行います。
ただし、助成対象者の範囲を個別受信端末の設置により効果的な避難行動に結びつく方を対象とします。

我孫子市 LINE 公式アカウント

市では防災行政無線の放送内容を我孫子市 LINE 公式アカウントで配信しています。防災行政無線が聞き取りにくい方は、ご利用ください。

我孫子市 LINE 公式アカウントご利用方法

1. 友だち登録方法

スマートフォンなどでLINE アプリまたはカメラを起動し、右記QRコードをかざしてください。

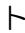


2. 友だち追加

表示される画面で、「追加」ボタンを押すと追加完了です。プライバシーポリシーに「同意する」を押すと利用可能になります。

※LINE 公式アカウントから利用者に情報配信する際に必要なユーザー情報を設定します。電話番号や個人情報が抜き取られることはありません。

3. 受信設定

トーク画面右下の「 受信設定」を開き、「欲しい情報を選択してください」の項目で防災無線にを入れ、一番下まで行き、我孫子市における個人情報保護についての同意欄にもを入れ、「回答する」を押します。

4. 確認画面

確認画面が出ますので、内容を確認し、よろしければ「送信」ボタンを押します。

メール配信サービス

市では防災行政無線の放送内容をメールで配信しています。防災行政無線が聞き取りにくい方は、ご利用ください。※配信内容は我孫子市 LINE 公式アカウントと同じです。

メール配信サービス登録方法

1. 空メールを送信

abiko-reg@kmel.jp へ空メールを送信してください。

※QRコードの読み取り機能が付いた携帯電話の場合は、右のQRコードをご利用ください。



2. 返信メールを受信

空メールを送信すると、件名が「【我孫子市】ご登録案内」というメールが届きます。

※迷惑メール対策などで受信拒否設定・ドメイン指定受信などの設定をしている場合は、「abiko-reg@kmel.jp」のドメインからのメールを受信可能にしてください。設定方法は、お使いの携帯電話の取扱説明書をご覧ください。または各携帯電話会社へお問い合わせください。

3. URL にアクセス

受信したメール本文に記載のURL にアクセスしてください。

4. 登録

URL にアクセスし、【我孫子市メール配信】が表示されたら、※情報カテゴリの「防災無線情報」を選択します。

が入ったら、「確認」を押します。

内容を確認し、よろしければ「登録」ボタンを押します。

5. 登録完了メール受信

登録完了メールが送られてきたら、登録完了です。

(2) 地域からの情報伝達

市からの情報を見たり、聞いたりしただけでは、すぐに避難行動に結びつかないことが想定されます。そのため、隣近所の方々による呼び掛けが避難行動を促すためには重要になります。

そこで、支援団体や自治会などの避難支援等関係者を經由した情報伝達手段を確立するとともに、複数からの情報伝達により情報内容が輻輳して混乱しないよう体制を確立することが重要です。

2-3 避難施設の整備等

- 市は避難行動要支援者に配慮した生活環境を提供するため、避難所においてできる限り段差を解消したり、障がいのある人のためのトイレを設置するなどのバリアフリー化を図ります。
- 食糧や生活必需品などの必要物資の備蓄においても、避難行動要支援者に配慮することとし、おかゆや粉ミルクなどの非常食や紙おむつ、車いすなどの必要物資が、備蓄や協定の締結などにより速やかに調達できるような体制を整備します。

2-4 福祉避難所の指定

- 避難した避難行動要支援者のうち、一般の避難所での生活に支障をきたす場合に、身体介護や相談等の必要な支援を受けられるなど、安心して生活ができるよう、社会福祉施設などの身体機能を低下させない範囲内で、避難行動要支援者優先的に受け入れてもらうため市は、あらかじめ協定を締結して体制を整備します。

【福祉避難所】

	名称	所在地	対象者		
			高齢者	障害者	乳幼児・児童
1	根戸デイサービスセンター	つくし野4-17-1	○		
2	根戸保育園	根戸967-2			○
3	つくし野保育園	つくし野4-17-2			○
4	ぼけっとランドあびこ保育園	我孫子1-19-13			○
5	根戸近隣センター	根戸573-5	○	○	○
6	久寺家近隣センター	久寺家686-5	○	○	○
7	我孫子北近隣センター並木本館	並木5-4-6	○	○	○
8	我孫子北近隣センターつくし野館	つくし野3-22-1	○	○	○
9	緑保育園	緑1-6-2			○
10	寿保育園	寿1-13-11			○
11	我孫子南近隣センター	本町3-1-2	○	○	○
12	東あびこ保育園	東我孫子1-9-31			○
13	天王台北近隣センター	柴崎台2-15-8	○	○	○
14	近隣センターこもれび	東我孫子1-41-33	○	○	○

	名称	所在地	対象者		
			高齢者	障害者	乳幼児・児童
15	特別養護老人ホーム アクイール	岡発戸1498	○	○	
16	特別養護老人ホーム おはら	岡発戸1500-2	○	○	
17	介護老人保健施設 葵の園・我孫子	柴崎137-1	○	○	
18	特別養護老人ホーム けやきの里	青山417	○	○	
19	湖北台保育園	湖北台3-1-16			○
20	湖北台近隣センター	湖北台8-2-1	○	○	○
21	湖北特別支援学校	日秀70		○	
22	障害福祉センター	新木1637		○	
23	あらき園	新木1637		○	
24	こども発達センター	新木1637			○
25	我孫子特別支援学校	新木1685		○	
26	新木近隣センター	新木1500	○	○	○
27	障害福祉サービス事業所 みずき	古戸804		○	
28	布佐宝保育園	布佐2318			○
29	布佐南近隣センター	布佐平和台4-1-30	○	○	○
30	近隣センターふさの風	布佐2972-1	○	○	○
31	特別養護老人ホーム アコモード	布佐1559-2	○	○	

2-5 避難行動要支援者の事前準備

- 災害の被害をできるだけ抑えるには、日頃からの備えが何よりも大切です。災害に備えて、避難行動要支援者自身も、次の「対象者別の安全確保」を参考に、できることから実行しましょう。
- 避難支援等関係者も、避難行動要支援者自身ができることから実行するように働きかけをしましょう。

【対象者別の安全確保】

対象者別	内容
寝たきりの人等	<ul style="list-style-type: none"> ・寝室は、倒れたり落ちてきたりする物がないような安全な居住空間を確保しましょう。 ・寝たきりの人がいる家庭では、非常持ち出し品に紙おむつなどの介護用品を加えておきましょう。 ・避難時の移動に備えて、幅の広いひもや車いすなどを用意しておきましょう。

対象者別	内容
視覚障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> • 非常持出し袋のある場所はどこか確認しておきましょう。 • 手探りをする際に、割れたガラスなどで怪我をしないよう、手袋を枕元に用意しておきましょう。 • 非常持出し品の中に、白杖（折りたたみ式）や点字器を入れておきましょう。 • すぐに災害情報を得るため、ラジオを身近なところにおきましょう。また、予備の電池を用意しておきましょう。 • 情報を入手したり、自分から状況を連絡できるよう、携帯電話などを活用しましょう。
聴覚障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> • 非常持出し品の中に、補聴器用の電池、筆談のためのメモ用紙、筆記用具、停電の際に手話で会話できるよう携帯用照明、笛や警報ブザーなどを入れておきましょう。 • 就寝時に災害が発生した時のために、枕元に補聴器を置きましょう。 • 情報を入手したり、自分から状況を連絡できるよう、文字情報が発信、受信できる携帯電話、ファックスやインターネットなどを活用しましょう。
肢体不自由の人	<ul style="list-style-type: none"> • 杖や歩行器などを使用している人は、いつも身近なところに置いておきましょう。 • 車いすや歩行補助具が転倒した家具などの下敷きにならないよう安全なスペースを確保するとともに、暗闇になっても分かるようにしておきましょう。 • 非常持出し品の中に、紙おむつや携帯トイレ、ビニールシート（おむつ交換時や着替えに必要）を用意しておきましょう。 • 自力で避難することが困難な場合に備えて、幅の広いひもなどを用意しておきましょう。 • 車いすを使用している人は、雨天や寒冷時に備えて、車いすでも使用可能なカップ等を用意しておきましょう。 • 車いすは、ガラスの破片等でパンクの恐れもあるため、パンク修理セットを準備しておきましょう。また、車いすが使用できない時のために必要な用具を準備しておきましょう。 • 電動車いすを使用している人は、使用後必ず充電し、いつでも使える状態にしておきましょう。

対象者別	内容
内部障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> • 非常持出し品の中に、日頃から服用している薬や使用している装具を入れておきましょう。またかかりつけの医療機関や服用しているメモなども一緒に入れておきましょう。 • 膀胱、又は直腸機能に障がいのある人は、ストマ装具などの関係用品を準備しておきましょう。 • ストマ装具は、メーカー名、品名、サイズを正確にメモし、非常持出し品の中に入れておきましょう。 • 日頃から服用している薬の名前は必ずメモし、常時携帯しておき、災害救助等の医師や看護師に正確に伝えられるようにしておきましょう。 • 咽頭摘出している人は、気管孔エプロンを準備しておきましょう。また、人口咽頭や携帯用会話補助装具が必要な人はいつも身近なところに置いておきましょう。 • 呼吸器機能障害の人は、日頃から予備の酸素ボンベを準備し、その量に気を付けておくようにしましょう。
知的障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> • 日頃から服用している薬があれば、非常持出し品の中に入れておきましょう。また、かかりつけの医療機関や服用しているくすりのメモもその中に一緒に入れておきましょう。 • 自宅の住所や連絡先の書かれた身分証などを携帯しましょう。災害発生時に家族からの連絡が取れるよう、携帯電話などを活用しましょう。
精神障がいのある人	<ul style="list-style-type: none"> • 非常持出し品の中に、日頃から服用している薬を入れておきましょう。またかかりつけの医療機関や服用している薬のメモもその中に一緒に入れておきましょう。 • 家族などにも、医療機関からの指示や緊急時の対処法等をよく理解しておいてもらいましょう。

2-6 支援体制の構築

- 災害発生時において、地域住民の方に行っていただく支援は、大きく情報伝達、安否確認、避難支援の3つに分類されます。
避難行動要支援者の安全を確保するためには、避難行動要支援者それぞれの状況に応じた支援が必要となります。(3ページ 避難行動要支援者の特性に応じた対応 参照)
- 災害時にこのような支援を迅速に行うためには、平常時から地域の避難行動要支援者を把握し、支援方法を話し合い、事前に避難行動要支援者の連絡先や、親族等の緊急連絡先、避難時に配慮しなければならない事項などを確認しておくことです。

〈地域住民の方に行っていただく主な支援〉

○ 情報伝達

避難行動要支援者には、「自分の身に危険が差し迫った場合、それを感知する能力がない人」や「危険を知らせる情報を受け取ることができない人」等が含まれることから、地域を中心とした電話や訪問による直接的な伝達が効果的です。



○ 安否確認

避難行動要支援者の方は、災害時において避難に時間を要する人や負傷等をする可能性が高いことから、電話や訪問により自治会・自主防災組織が中心となり、地域の人たちの協力によって対応していただくことが必要となります。



○ 避難支援

自宅の半壊や避難情報の発令などにより、自宅に留まることができない場合に、ひとりや家族の支援のみでは避難が困難な方に対して、避難場所等安全な場所までの避難の支援を行います。



2-7 訓練等の実施

- 避難行動要支援者への支援体制が整ったら、地域の防災訓練に取り入れるなど、災害を想定した訓練を実施しましょう。

〈情報伝達訓練〉

避難情報が発令された場合など、避難行動要支援者へ伝達する情報の確認方法や、避難行動要支援者への連絡方法を確認します。

〈安否確認訓練〉

避難行動要支援者の安否確認の実施方法や情報の集約方法等を確認します。

また、支援者の方が実際に避難行動要支援者の方を訪問してみるのもよいでしょう。

〈避難支援訓練〉

指定避難所等の安全な場所までの避難経路の確認や、避難経路を実際に歩いて危険箇所等の確認を行います。

2-8 個人情報の取扱い

- 市の保有する個人情報は、災害発生時など、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められる場合には、自治会等に提供することが可能となります。

しかし、災害時に個人情報を急いで受け取り、支援を実施することは困難であるため、平常時から、避難行動要支援者の名簿情報（拒否者を除く）を、自治会等に提供する必要があります。

- 避難行動要支援者の個人情報は、災害対策基本法や我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、適切に取り扱う必要があります。

（1）名簿情報の提供を受けた支援者に対する守秘義務

＜災害対策基本法第四十九条の十三＞

第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他もの当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由が無く、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（2）避難行動要支援者名簿の提供に関する市との締結内容

- ① 避難支援等関係者における支援実施
- ② 名簿情報の提供を受ける地域の範囲
- ③ 名簿情報の提供
- ④ 名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者の報告
- ⑤ 名簿情報の保管場所
- ⑥ 名簿情報取扱いに関する研修
- ⑦ 名簿情報に関する守秘義務



3. 災害発生時の対応

3-1 自らの身の安全の確保

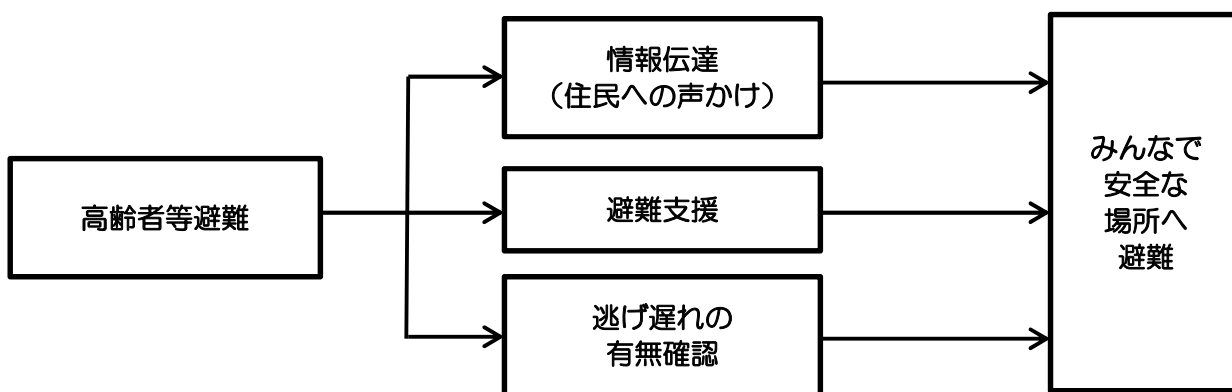
- 避難行動要支援者の避難支援等にあたっては、支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提です。
火災の延焼等の危険が迫っている場合は、支援者自らの安全を図ることが優先であることを地域で確認しておきましょう。
- 平常時から指定避難所や一時的に安全確保するための指定緊急避難場所等を防災マップなどで事前に確認しておきましょう。

3-2 安否確認・避難誘導の実施

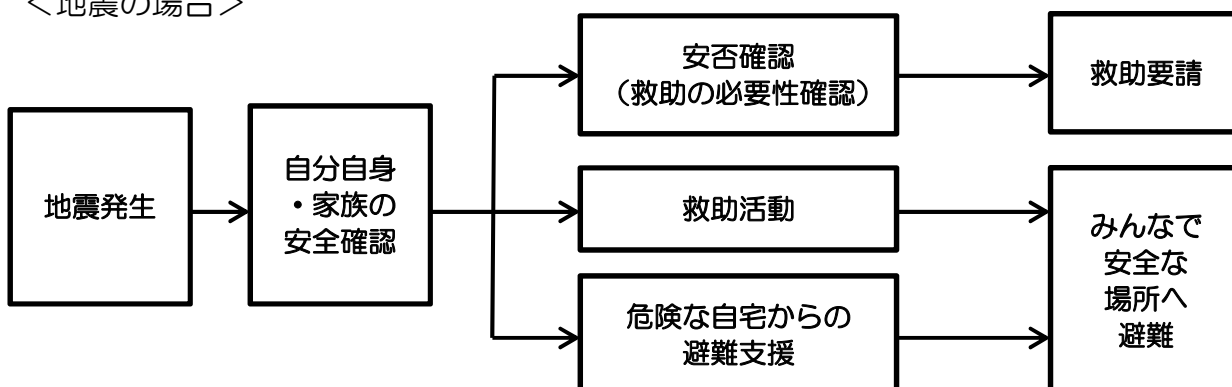
- 災害発生直後は、市、消防、警察等による支援体制が整うまでには一定の時間を要します。
- 避難行動要支援者の方は、災害時において避難に時間を要する人や負傷等をする可能性が高いことから、安否確認・避難誘導は自治会等が中心となり、支援団体の人たちの協力によって対応していただくことが必要となります。

安否確認・避難誘導の基本的な流れ

<風水害の場合>



<地震の場合>



○ 避難指示等は、災害時に、市長より市民の皆さんに向けて発令するものです。

区 分	発令基準の目安	市民に求める行動
高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生する可能性が高まり本部長が必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示が発令されたときにいつでも避難できるように準備を開始します。 ・避難行動要支援者は避難に時間がかかるため、この段階で避難を開始します。
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に危険が及ぶ可能性が非常に高いと認められたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難します。
緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに安全な避難ができず、命が危険な状況であるため、生命を守る最低限の行動をとります。

3-3 避難所を中心とした生活支援

(1) 避難所の生活環境

○ 災害時には、多くの被災者が指定された避難所に避難して、しばらくの間、共同で生活することとなります。避難所での生活は、生活環境の急激な変化を伴うため、避難所運営においても、避難行動要支援者に対する適切な配慮が必要となります。

【避難行動要支援者別の避難所運営における配慮事項】

区 分	配 慮 事 項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者は、不便な避難生活で急速に活動力が低下し、寝たきり状態になりやすいため、健康状態に十分配慮するとともに、可能な限り運度できるスペースを確保する。 ・認知症の方は、急激な環境変化で精神症状や問題行動が出やすく、認知症も進行するため、生活指導、機能訓練等を行い、精神的な安定を図る。 ・トイレに近い場所に避難スペースを設ける。 ・おむつをしている方のためにおむつ交換の場所を設ける。
視覚障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設トイレを屋外に設置する場合は、壁伝いに行くことができる場所に設置する等、移動が容易にできるよう配慮する。 ・音声で複数回繰り返すなど情報伝達方法に配慮する。
聴覚障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> ・伝達事項は紙に書いて知らせる。
言語障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> ・手話通訳者、要約筆記者等を確保する。
肢体不自由の方	<ul style="list-style-type: none"> ・車いすが通れる通路を確保する。 ・トイレのスペース確保に配慮する。

区 分	配 慮 事 項
内部障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関等の協力により巡回診察を行うほか、定期的な治療の継続のための移送サービスを実施する。 医療器材の消毒や交換等のため、清潔な治療スペースを設ける。
知的障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> 環境の変化が理解できずにきもちが混乱したり、精神的に不安定になる場合があるため、気持ちを落ち着かせるよう努める。
精神障がいのある方	<ul style="list-style-type: none"> 孤立することがないように、知人や仲間と一緒に生活できるよう配慮する。

避難所に避難している避難行動要支援者の実態とニーズを把握し、必要に応じて地域対策支部や避難所運営委員会へ支援要請を行いましょ。

(2) 避難所での情報、物資の提供

- 避難所内部での物資の供給場所や方法などの情報提供は、拡声器等の音声による情報提供と併せて、可能な限り掲示やビラ等文字による情報提供も行い、避難行動要支援者に情報が伝わるよう十分配慮します。
- 乳幼児には粉ミルクや離乳食、高齢者には温かい食事ややわらかい食事、内部障がいの方には病態に応じた食事など、状態に応じた応急物資等を調達し、避難行動要支援者に配給するよう努めましょ。

(3) 福祉避難所や病院への移送

- 避難所での生活が困難な要支援者、あるいは、被災住家で生活を余儀なくされている要支援者は、可能な限り福祉避難所に収容します。
- 要配慮者班は、災害発生時に避難所や要支援者の住宅において、一定の様式に基づいて移送の必要性について判断を行います。
- 移送については、必要に応じて福祉サービス事業者と連携を図ります。また、事前に福祉サービス事業者と協定の締結を行い、協力体制の整備を図ります。



4. 生活再建・復興に向けた支援

4-1 相談窓口等の設置

- 市は、各地域対策支部に災害時要支援者からの各種相談に対応する窓口を設置します。
- 相談窓口では、在宅及び避難生活中の避難行動要支援者を対象に、福祉や健康等の相談が受けられるよう専門相談員を配置します。

4-2 巡回相談の実施

- 避難所、施設などで避難生活をしているに避難行動要支援者へのニーズに適切に対応するため、相談にあたります。
- 在宅の避難行動要支援者に対しても、巡回チームを派遣して相談にあたります。

4-3 在宅サービスの提供

- 市は、在宅及び仮設住宅に入居する要支援者の実態調査及びニーズを把握し、社会福祉協議会及び介護サービス事業者等と協力して、保健福祉サービス及び生活支援を提供する体制を整備します。

<在宅サービスの事例>

- ・ホームヘルプサービス、給食サービス、入浴サービスの実施
- ・訪問指導
- ・日常生活用具の給付
- ・ガイドヘルパー等の派遣

5. 活用事例

5-1 避難行動要支援者名簿の活用事例

- 市では平成 30 年度より、名簿の提供を受けている自治会から避難行動要支援者名簿の活用報告書を、年 2 回の名簿の更新時に提出していただくこととなりました。報告を受けました活用事例については、名簿をより有効活用していただくため、市で取りまとめ、他の自治会の活用の参考にさせていただきます。

<活用事例>

- ・自治会内の既存の名簿と照合
- ・名簿を活用し安否確認訓練の実施
- ・要支援者に対して面談・状況確認の実施
- ・要支援者について、民生委員と情報交換の実施 等

我孫子市

避難行動要支援者避難支援の手引き

作成：市民安全課危機管理係

令和5年5月改訂